

徳島県告示第二百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社未来	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	訪問看護ステーション みらい	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	介護予防訪問看護	令和五年六月一日
株式会社PASSOC ALA	徳島市昭和町三三九一	訪問看護ステーション ピクニック	徳島市末広一丁目五五	同	同